

大田市公告第52号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第4項の規定により筆界案を作成したので、同項の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月21日

大田市長 楫野弘和

1. 調査地区 大田⑭地区
2. 公告期間 令和7年5月21日から
令和7年6月10日まで

3. 筆界案を作成した土地の所在及び地番

大田市大田町大田ハ292番

4. 筆界案を確認することができる場所

大田市建設部事業推進課地籍調査係

5. 筆界案を確認することができる者

筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

6. 筆界案の作成者

大田市

7. 意見の申出

令和7年5月21日から令和7年6月10日（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、当該筆界案を確認することができる者は意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に意見の申出がないときは、準則第30条第4項の規定により調査を行う。